

○山梨県警察の遺失物取扱いに関する訓令

平成19年11月29日

本部訓令第14号

(趣旨)

第1条 この訓令は、遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）、遺失物法施行令（平成19年政令第21号。以下「令」という。）、遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）及び山梨県特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年山梨県公安委員会規則第13号）その他の法令に定めるもののほか、遺失物等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において「交番等」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 交番、駐在所及び警備派出所
- (2) 雑踏警備の警察署警備本部
- (3) 警察本部の施設のうち、交番に準じて物件の取扱いを行う必要があるものとして別表第1の左欄に掲げる施設

(物件の提出を受ける窓口等)

第3条 法第4条第1項、法第13条第1項及び法第24条第1項の規定による物件の提出（第12条及び第39条を除き、以下「提出」という。）は、警察署又は交番等において受けるものとする。

2 提出は、山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年山梨県公安委員会規則第12号）の規定により、電子情報処理組織を使用する方法によって、電磁的記録により受けることができる。

(拾得物件控書等の作成及び交付)

第4条 前条の提出を受けたときは、拾得物件控書（規則別記様式第1号）及び拾得物件預り書（規則別記様式第2号）を作成し、提出をした拾得者又は施設占有者（以下「提出者」という。）に、拾得物件預り書及び通知事項（第1号様式）を交付しなければならない。

(交番等において物件の提出を受けたときの措置)

第5条 交番等において提出を受けた場合において、拾得物件控書及び拾得物件預り書を作成するときは、警察共通基盤システムによる遺失物等情報管理業務（以下「システム」

という。)を利用しなければならない。ただし、提出を受けた物件に係る法第7条第1項各号に掲げる事項(次項において「公告事項」という。)等をシステムに登録し、次に掲げることの全てができる場合に限るものとする。

- (1) 規則第4条第1項第1号の受理番号を自動的に取得すること。
- (2) 登録した情報を警察署において直ちに確認できる状態とすること。
- (3) 規則第4条第1項の規定による電磁的記録を自動的に作成すること。

2 前項各号に掲げるもののいずれかができない場合は、当該提出を受けた物件(以下「提出物件」という。)に係る公告事項その他必要な事項を警察署に報告するとともに、当該提出物件に係る受理番号を照会しなければならない

3 第1項の場合において、現金(他の物件に在中しているものを含む。以下同じ。)の提出を受けたときは、提出者の面前で、現金収納袋(第2号様式)に当該現金を収納し、当該現金収納袋に封をしなければならない。この場合において、提出者が拾得物件預り書を受領するいとまがないときは、現金収納袋の現金受取票を作成して、これを提出者に交付するものとする。

4 前項に定めるもののほか、現金収納袋に収納された現金の警察署における確認、現金収納袋に収納された現金の交番等における遺失者への返還その他現金収納袋に収納された現金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

5 第2項の規定による報告及び照会は、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和28年山梨県条例第5号)第3条第2項に規定する勤務時間にあつては、警察署会計課長に行うものとし、それ以外の時間及び山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第6号)第1条第1項に規定する県の休日にあつては、警察署の宿日直責任者に対して行うものとする。

6 交番等においては、提出物件を、拾得物件控書とともに、速やかに、警察署に送付しなければならない。ただし、これにより難い特別の事情があるときは、警察署長の指揮を受けて、提出物件を適切に保管するための必要な措置をとるものとする。

7 前項の規定による送付は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 交番及び警備派出所 勤務員の交替時に送付すること。
- (2) 駐在所 原則として提出のあった日から3日以内に送付すること。
- (3) 警察署警備本部 雑踏警備終了後直ちに送付すること。

(4) 別表第1左欄に掲げる施設 別表第1左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表右欄に定める警察署に3日以内に送付すること。

8 前2項の規定にかかわらず、高額な物件、危険物その他の交番等における保管設備の状況等に鑑み適切に保管することが困難であると認められる物件の提出を受けたときは、警察署長の指揮を受けて、直ちに、当該物件を、拾得物件控書とともに、警察署に送付するものとする。

(拾得物件一覧簿等の作成)

第6条 規則第4条第1項の規定による書面(拾得物件一覧簿(第3号様式)をいう。)又は電磁的記録(以下「拾得物件一覧簿等」という。)の作成は、警察署において、交番等から前条第2項の規定による報告を受けたとき、又は警察署において提出を受けた物件に係る拾得物件控書及び拾得物件預り書を作成するときに行うものとする。

2 規則第4条第2項の規定による書面(特例施設占有者保管物件一覧簿(第4号様式)をいう。)又は電磁的記録(以下「特例施設占有者保管物件一覧簿等」という。)の作成は、警察署において、法第17条の規定による届出を受理したときに行うものとする。

(遺失届の有無の確認等)

第7条 交番等において第5条第2項の規定による報告をするときは、併せて、当該提出物件について、遺失届の有無を照会するものとする。

2 規則第6条第1項の規定による確認は、第5条第1項の規定による場合にはシステムに登録するとき、警察署において前項の規定による照会を受けたとき、又は警察署において提出を受けた物件に係る拾得物件一覧簿等若しくは特例施設占有者保管物件一覧簿等を作成するときに行うものとする。

3 規則第6条第1項の規定による確認の結果、提出物件又は保管物件に係る遺失届がなされていたことが判明したときは、当該提出物件又は当該保管物件に係る保管物件届出書(規則別記様式第11号)の内容と当該遺失届出書の内容とを照合するものとする。

(システムによる遺失届の有無の調査等)

第8条 提出又は法第17条の規定による届出を受けたときは、速やかに、システムに必要な事項を登録するものとする。

2 法第8条第1項(法第13条第2項及び法第18条において準用する場合を含む。)の規定による通報、規則第6条第2項の規定による照会並びに規則第10条第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による通報は、システムにより行うものとする。

3 規則第6条第2項の規定による照会の結果、提出物件又は保管物件に係る遺失届が他の警察署長（他の都道府県警察の警察署長を含む。以下同じ。）になされていたことが判明したときは、当該提出物件又は当該保管物件に係る保管物件届出書の内容と当該遺失届出書の内容とを照合するものとする。

（施設において拾得された物件の取扱い）

第9条 施設において物件（埋蔵物を除く。）の拾得をした拾得者（当該施設の施設占有者を除く。）が、警察署又は交番等に当該物件を持参した場合において、当該施設の施設占有者の同意が得られたときは、当該施設占有者から法第13条第1項の規定に基づく提出があったものとして取り扱うものとする。

2 前項の規定により提出を受けたときは、当該提出を受けた物件の種類及び特徴並びに拾得日時及び拾得場所を同項の同意をした施設占有者に対し、拾得物件提出受理通知（施設占有者）（第5号様式）により通知するものとする。

（所持禁止物件のうち所有権を取得することができる場合の告知）

第10条 法第35条第1号に規定する物件のうち、令第10条各号に定める物件の提出を受けたときは、法第32条第1項に規定する所有権取得後又は民法（明治29年法律第89号）第240条若しくは第241条に規定する期間満了後に、当該物件に係る許可又は登録を受けた場合には、その物件の所有権を取得することができる旨を告げるものとする。

（犯罪者が占有していたと認められる物件の取扱い）

第11条 犯罪者が占有していたと認められる物件の提出を受けたときは、第4条に規定する処理を行ったのち、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）により手続を行うものとする。この場合において、法第7条第5項により公告しないときは、その旨を提出者へ告げるものとする。

2 提出物件を保管中に、犯罪者が占有していた物件と認められたときは、刑事訴訟法により手続を行うとともに、その旨を拾得者に通知するものとする。

（埋蔵文化財の取扱い）

第12条 発見の届出を受理した埋蔵物が文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条に規定する文化財と認められるときは、所有者が判明している場合を除き、埋蔵文化財提出書（第6号様式）に現品を添え（同法第100条第1項に規定する通知による場合を除く。）、山梨県（当該物件の発見された土地が中核市の区域内に存する場合にあっては、当該中核市）に提出しなければならない。

(拾得物件預り書の再交付)

第13条 提出者から拾得物件預り書の亡失、毀損等により再交付の願い出があったときはその事実を調査し、必要があると認めるときは、再交付するものとする。

(遺失届の受理)

第14条 遺失届の受理は、警察署又は交番等において行うものとする。

- 2 前項の規定による受理は、遺失届出書(規則別記様式第3号)により行うものとする。
- 3 遺失者がシステムに必要な事項を入力するなどして遺失届をオンラインで行った場合には、遺失者が登録等を行った電磁的記録を警察署において紙面に出力し、内容の確認を行い、及び必要があると認められる場合には補正措置を講じた上で、当該出力した紙面を遺失者から届け出られた遺失届出書とみなして受理するものとする。

(交番等において遺失届を受理したときの措置)

第15条 交番等において遺失届を受理したときは、システムを利用しなければならない。ただし、当該遺失届に係る規則第5条第2項第2号及び第3号に掲げる事項(次項において「記載事項」という。)をシステムに登録し、次に掲げることの全てができる場合に限るものとする。

- (1) 規則第5条第2項第1号の受理番号を自動的に取得すること。
- (2) 登録した情報を警察署において直ちに確認できる状態とすること。
- (3) 規則第5条第2項の規定による電磁的記録を自動的に作成すること。
- 2 前項各号に掲げることのいずれかができない場合は、当該遺失届に係る記載事項を警察署に報告するとともに、当該遺失届に係る受理番号を照会しなければならない。
- 3 第5条第5項の規定は、前項の規定による報告及び照会について準用する。
- 4 交番等においては、遺失届出書を、速やかに、警察署に送付しなければならない。
- 5 第5条第7項の規定は、遺失届出書の警察署への送付について準用する。

(遺失届一覧簿等の作成)

第16条 規則第5条第2項の規定による書面(遺失届一覧簿(所属用)(第7号様式)をいう。)又は電磁的記録(以下「遺失届一覧簿等」という。)の作成は、警察署において、交番等から前条第2項の規定による報告を受けたとき、又は警察署において第14条第1項の規定による届出を受理したときに行うものとする。

(提出物件等の有無の確認等)

第17条 交番等において第15条第2項の規定による報告をするときは、併せて、当該遺失

届に係る物件について、提出物件又は保管物件に係る記録の有無を照会するものとする。

- 2 規則第7条第1項の規定による確認は、第15条第1項の規定による場合にはシステムに登録するとき、警察署において前項の規定による照会を受けたとき、又は警察署において受理をした遺失届に係る遺失届一覧簿等を作成するときに行うものとする。
- 3 規則第7条第1項の規定による確認の結果、遺失届に係る物件について、提出又は法第17条の規定による届出がなされていたことが判明したときは、当該遺失届出書の内容と当該提出物件又は当該届出に係る保管物件届出書の内容とを照合するものとする。

(遺失物管理システムによる提出物件の有無の調査等)

第18条 遺失届を受理したときは、速やかに、システムに必要な事項を登録するものとする。

- 2 規則第7条第2項の規定による照会並びに規則第8条第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による通報は、システムにより行うものとする。
- 3 規則第7条第2項の規定による照会の結果、遺失届に係る物件について、他の警察署長に提出又は法第17条の規定による届出がなされていたことが判明したときは、当該遺失届出書の内容を当該他の警察署長に連絡し、連絡を受けた当該他の警察署長は当該提出物件又は当該届出に係る保管物件届出書の内容とを照合するものとする。

(特異な物件に係る遺失届を受理したときの措置)

第19条 警察署長は、爆発物、銃砲等、刀剣類、火薬類その他の物件であって早期に発見しなければ地域住民に危険を及ぼし、又は犯罪に使用されるおそれがあるものに係る遺失届を受理した場合において、必要があると認めるときは、生活安全部地域課通信指令室に対する手配の依頼、地域住民への広報その他の必要な措置をとるものとする。

(警察署における提出物件の保管等)

第20条 警察署においては、保管する提出物件について保管金・保管物品出納簿(第8号様式)に記載するとともに、物品については拾得物件整理票(第9号様式)を付け、提出物件の亡失、滅失又は毀損を防止するため、確実に施錠できる錠を備えた金庫、保管庫、倉庫等の安全な場所に保管するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、現金、有価証券その他規則第11条第3号から第6号までに掲げるものに該当する物件、法第35条第2号から第5号までに掲げるものに該当する物件その他遺失者の権利の保護の観点から特に慎重な取扱いを要する物件については、他の種類の物件と区分して保管するものとする。

- 3 危険物又は滅失若しくは毀損のおそれがある物件その他警察署において保管することが困難又は不相当と認められる物件は、その保管に適する者に保管を委託することができる。この場合においては、拾得物件保管（飼育）委託書兼受託書（第10号様式）を徴するものとする。
- 4 当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に規定する当せん金付証票、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）に規定する合致投票券その他これらに類するものであって、警察署における保管中に払戻期間又は引取期間が満了するものについては、その満了の時期の前に現金と引き換える等提出物件を保全するために必要な処理を行うものとする。
- 5 提出物件が、その形状等により金庫、保管庫、倉庫等に保管できないときは、当該物件を適当な場所に鎖でつなぐことその他の確実な方法で保管するものとする。

（交番等における提出物件の保管）

第21条 交番等において第5条第6項の規定による物件の送付を行うまでの間における提出物件の保管は、確実に施錠できる錠を備えた保管庫に収納し、施錠しておくものとする。ただし、提出物件の大きさ、形状等を勘案して当該保管庫に保管することが適当でないと認められるときは、警察署長の指揮を受けるものとする。

（提出物件の売却）

第22条 法第9条第1項及び第2項の規定により提出物件を売却したときは、物件売却書（規則別記様式第6号）を作成しなければならない。

（提出物件の処分）

第23条 法第10条の規定による処分は、警察署において行うものとする。ただし、提出物件が、滅失し、又は毀損するおそれがある場合であって、売却することができない物であると明らかに認められるときは、警察署長の指揮を受けた上で、交番等においてこれを廃棄することができる。

- 2 規則第14条の規定による通知（次項において「通知」という。）は、拾得物件処分通知書（第11号様式）により行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第1項ただし書の規定により物件を廃棄する場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

4 第1項の規定による処分をしたときは、物件処分書（規則別記様式第7号）を作成しなければならない。

（現金の預託）

第24条 現金は、提出を受けた日から7日以内に山梨県指定金融機関に当座預金として預金しなければならない。ただし、返還又は引渡しに充てるための必要な現金を手元に保管することができる。

2 前項の規定は、旧札、記念硬貨等の固有の価値が認められる現金は除くものとする。

（支払未済小切手の取扱い）

第25条 支払呈示期間経過後6か月を経て支払未済の小切手は、振出小切手支払未済調書（第12号様式）を作成し、預託銀行の未払証明を徴して、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「財務規則」という。）に定めるところにより、歳入の手続を行わなければならない。

（提出物件を返還しようとする場合等における通知の方法）

第26条 規則第18条第1項の規定による通知（次項において「通知」という。）は、遺失物確認通知書（第13号様式から第16号様式まで）により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、物件を直ちに返還する必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

3 規則第18条第2項の規定による通知（次項において「通知」という。）は、拾得物件返還通知書（第17号様式から第22号様式まで）により行うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、物件を提出した拾得者又は施設占有者が所在しており、その面前で通知を行うことができる場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

5 規則第18条第4項の規定による通知（次項において「通知」という。）は、物件の所有権を取得する権利を有する者には権利取得通知書（第23号様式）により、物件の所有権を取得する権利を有さない拾得者又は施設占有者（法第27条第1項の費用を請求する権利を有する拾得者又は施設占有者に限る。）には費用請求権通知書（第24号様式）により、それぞれ行うものとする。

6 前項の規定にかかわらず、物件を直ちに引き渡す必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

(物件の返還及び引渡し)

第27条 提出物件の返還又は引渡しは、警察署において行うものとする。ただし、第5条第5項に規定する提出物件の警察署への送付前であるときは、警察署長の指揮を受け交番等において行うことができる。

2 提出物件を遺失者へ返還するときは、受領書（規則別記様式第8号）と引換えに返還しなければならない。

3 提出物件を規則第19条第3項に規定する権利取得者に引き渡すときは、受領書又は拾得物件預り書と引換えに引き渡さなければならない。

(提出物件の出納等)

第28条 提出物件の出納は、受入及び引出を「納」とし、返還、引渡、預入、帰属、提出、売却、処分及び換価を「出」とする。

2 提出物件に出納があったときは、システムに必要な事項を登録するものとする。

3 システムへの登録、システムによる照会その他システムの運用に関し必要な事項は、別に定める。

(費用の請求)

第29条 規則第23条の規定による費用を請求するときは、請求書（規則別記様式第10号）により行うものとする。

2 前項の規定により領収した現金は、財務規則に定めるところにより、歳入の手続を行わなければならない。

(照会)

第30条 法第12条の規定による照会は、拾得物件関係事項照会書（規則別記様式第9号）により行うものとする。

2 前項の照会を行うときは、拾得物件関係事項照会書使用簿（第25号様式）に記載しなければならない。

(特例施設占有者の指定申請書等の受理)

第31条 警察署長は、規則第28条第1項の規定による申請があったときは、同条第2項の

規定による申請書の記載内容及び同条第3項の規定による添付書類の有無を確認した上で、これを受理し、速やかに総務室会計課長（以下「会計課長」という。）を経由して公安委員会に送付しなければならない。

2 前項の規定は規則第29条第1項及び同条第3項に規定する届出について準用する。

（公示事項の通知）

第32条 会計課長は、前条第1項の申請をした者が特例施設占有者に指定されたときは、関係警察署及び関係都道府県警察に通知するものとする。

（指定特例施設占有者台帳の作成等）

第33条 警察署長は、第32条の通知を受けたときは、指定特例施設占有者台帳（第26号様式）を作成しなければならない。

2 警察署長は、規則第29条第2項の公示がされたときは、指定特例施設占有者台帳に公示事項を記載して整理しなければならない。

（県に帰属した物件の取扱い）

第34条 警察署長は、法第37条第1項の規定により県に帰属した提出物件について、6月末日、9月末日、12月末日、3月末日ごとに、帰属調書（保管金）（第27号様式）又は帰属調書（保管物品）（第28号様式）を作成し、当該期日の翌月中に財務規則に定めるところにより、現金は歳入の手続、物品は受入れその他必要な手続を行わなければならない。

（所有権を取得することができない物件の廃棄）

第35条 法第37条第2項の規定による廃棄は、物件を月単位で取りまとめ、行わなければならない。

（簿冊の種類及び保存期間）

第36条 会計課長及び警察署長は、会計年度ごとに、必要に応じ別表第2の左欄に掲げる簿冊を備えるものとする。

2 前項の簿冊は、別表第2の右欄に掲げる期間、保存しなければならない。

（提出物件の確認）

第37条 警察署長は、拾得金・拾得物品出納簿を毎月の末日をもって締め切り、現金及び預託金の現在高の照合並びに物品の現品確認を行わなければならない。

（事故報告）

第38条 警察署長は、提出物件に事故があるときは、直ちに、警察本部長（以下「本部長」

という。)に報告しなければならない。

(出納計算書の提出)

第39条 警察署長は、毎年度末日及び警察署長に交替(一時的な交替の場合は除く。以下同じ。)のあったときは、拾得物件出納計算書(第29号様式)を作成し、10日以内に本部長に提出しなければならない。

2 拾得物件出納計算書には、現金現在高調書(第30号様式)及び小切手支払未済額調書(第31号様式)を添付するものとする。

(交替による引継ぎ)

第40条 警察署長に交替があったときは、前任者は拾得金・拾得物品出納簿を発令日の前日をもって締め切り、事務引継書(第32号様式)を作成し、後任者に引継ぎを行うものとする。

(検査)

第41条 本部長は、提出物件の出納及び保管の状況について、毎年度1回以上検査員を指名して、検査を行わせるものとする。

2 前項の規定により検査を命じられた検査員は、検査を終了したときは、関係帳簿に検了年月日を記載し、検印を押なつするとともに、検査結果報告書(第33号様式)により、速やかに本部長に報告しなければならない。

(本部施設における取扱い)

第42条 第2条第3号の施設における物件の取扱いは、別表第1の左欄に掲げる施設に係る所属の職員が、同表の右欄に定める警察署長の指揮監督を受けて行うものとする。

(遺失物取扱いについて必要な指揮監督の徹底)

第43条 警察署長は、関係職員に遺失物の適正な取扱いについて必要な指揮監督を行うものとする。

(補則)

第44条 この訓令に定めるもののほか、遺失物の取扱いについて必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年12月10日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の山梨県警察の遺失物取扱に関する訓令の規定に基づいて警察署長に差し出されている物件については、この訓令の施行後も、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月17日本部訓令第9号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月22日本部訓令第1号）

この訓令は、平成24年3月22日から施行する。

附 則（平成29年3月9日本部訓令第4号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は平成29年3月13日から施行する。

附 則（平成30年3月16日本部訓令第9号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月18日本部訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月15日本部訓令第3号）抄
（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和5年3月3日本部訓令第2号）

この訓令中第1条、第5条、第7条及び第10条の規定は令和5年3月17日から、第2条から第4条まで、第6条、第8条、第9条及び第11条から第17条までの規定は同年4月1日から施行する。

附 則（令和6年10月15日本部訓令第19号）

この訓令は、令和6年10月21日から施行する。

附 則（令和7年11月26日本部訓令第20号）

この訓令は、令和7年12月2日から施行する。

別表・様式 略